

『上水道未使用世帯など』への支援金の手続きはお済みですか？

原油価格などを原因とする物価高騰の状況を踏まえ、支援金（上水道基本料金の6か月相当額）を給付しています。対象者で未申請の場合は、2月29日（木）までに下記のとおり手続きください。

【対象者】 基準日（令和5年10月1日）において、町内に住所を有し、住所地での生活もしくは事業の実態があり、町の上水道以外の施設などのみを利用している世帯の世帯主および事業者。
※令和5年10月1日時点で大槌町の住民基本台帳に登録があり、申請時も引続き登録がある世帯主および事業者

※同一住所地で複数の世帯がある場合には、いずれかの世帯主の代表者

【申請受付締切】 2月29日（木）（土、日、祝日を除く8：30～17：15）

【給付額】 ・一般家庭 1世帯 8,400円
・事業者 1事業者 18,600円

【申請受付場所】 大槌町役場2階 企画財政課

【申請方法】 ※対象の新規申請世帯および事業所は、書類提出が必要のためご来庁ください。

給付対象者		手続き方法	必要書類
一般家庭	新規申請世帯	役場窓口で手続きが必要です。	・申請書兼請求書（様式第2号） ・本人確認書類…① ・振込先口座の確認書類…②
	昨年度に受給した世帯	町から郵送される確認書（様式第1号）を返信用封筒に入れて返送	
事業所	個人事業者	役場窓口で手続きが必要です。	・申請書兼請求書（様式第2号） ・振込先口座の確認書類…② ・個人事業者および事業者の事業実態確認書類…③
	事業者		

【添付書類】 ①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などのいずれか）
②振込先口座の確認書類
③個人事業者および事業者の事業実態確認書類（2022年分の確定申告書第一表の控えおよび電気の使用が確認できる資料の写し）

【その他】 給付金を装った詐欺にご注意ください。 [☎ 企画財政課 Tel.0193-42-8712](tel:0193-42-8712)

令和6年春季全国火災予防運動 3月1日（金）～3月7日（木）

2023年度全国統一防火標語

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときは火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

○住宅用火災警報器を設置しましょう。また、既に設置されている住宅用火災警報器は10年を目安に交換しましょう。

[☎ 釜石大槌地区行政事務組合消防本部 Tel.0193-22-1642](tel:0193-22-1642) / [大槌消防署 Tel.0193-42-3121](tel:0193-42-3121)



くらしの安心だより

生ごみ処理機などの購入を補助します

町は、一般家庭から排出される生ごみの減量化や、たい肥化したりするための「生ごみ処理機等」を購入して設置した人に対して、大槌町生ごみ処理容器等購入設置補助金を交付しています。

対象 「生ごみ処理機等」とは ①生ごみ処理容器
②生ごみ処理機

どちらも微生物や乾燥装置により生ごみを減量化、たい肥化させるものです。

補助金の額 生ごみ処理機などの購入価格の1/2に相当する額

（1基につき「生ごみ処理容器」は3千円、「生ごみ処理機」は3万円を限度とします）

補助金を受けられる要件などがありますので、下記までお問い合わせください。

[☎ リサイクルセンター Tel.0193-42-7570](tel:0193-42-7570)

ルールを守って、家庭ごみを出しましょう

分別していない資源ごみや収集日以外のごみを集積所に出すなど、ルールが守られない事例が多く発生しています。家庭ごみは、決められた日にルールを守って出すようご協力をお願いします。

[☎ リサイクルセンター Tel.0193-42-7570](tel:0193-42-7570)

あなたのお家は大丈夫？ 地震に備え対策しましょう

今年の3月11日（月）で、東日本大震災津波から13年が経過します。また、1月1日（月）に発生した令和6年能登半島地震では、最大震度7を観測するなど能登半島を中心に強い揺れが観測され、大きな被害がありました。

地震はいつ発生してもおかしなく止める手立てもありませんが、私たちは普段から備えることができます。自分自身や家族の命を守るため、ご家庭の地震対策を今一度考えてみませんか。

～地震による我が家の転倒・落下防止対策編のチェック表～

- 家具類の上部に、つっぱり棒を使用し固定している。
- 家具類の下部に、ストッパーや転倒防止マットを使用し固定している。
- 家具類の上下部を金具などで連結している。
- 家具類と壁を、L字金具やストッパーで固定している。
- その他家電（テレビ・電子レンジなど）を固定している。
- 高い所に物を置いていない。
- 窓やガラスに飛散防止フィルムを貼っている。



[☎ 防災対策課 Tel.0193-42-8781](tel:0193-42-8781)